

第64回

定時株主総会

招集ご通知

信頼される安心を、社会へ。



日 時

2025年6月26日(木曜日)

午前10時

※受付開始 午前9時

場 所

東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

<株主提案>

第3号議案 資本コストや株価を意識した
経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件

目 次

第64回定時株主総会招集ご通知 P. 1
株主総会参考書類 P. 5
事業報告 P.18
連結計算書類 P.47
計算書類 P.50
監査報告書 P.54

当日ご出席されない株主様におかれましては、
郵送またはインターネット等による事前の
議決権行使をお願い申しあげます。

議決権行使期限

2025年6月25日（水）午後6時まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産の
ご用意はございません。

セコム株式会社
証券コード 9735

株主各位

東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

セコム株式会社

代表取締役社長 吉田保幸

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトのそれぞれに「第64回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」および「第64回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.secom.co.jp/corporate/ir/stockinfo06.html>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにてご覧いただく場合には、銘柄名（セコム）または証券コード（9735）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただきますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない株主様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、郵送またはインターネット等により、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区麹町1丁目6番4号

住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門

(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください)

3. 目的事項 報告事項 1. 第64期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第64期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

<株主提案>

- 第3号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- ①議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法によりご通知ください。
- ②書面（議決権行使書）とインターネットにより、二重に議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ③インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- ・本招集ご通知につきましては、書面交付請求をされた株主様にご送付する交付書面を、すべての株主様に対してご送付することとしています。
 - ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりませんので、本招集ご通知1頁に記載のいずれかのウェブサイトをご確認ください。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記①および②の事項が含まれます。

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1頁に記載の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

(お願い)

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、株主様にご送付する本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内



郵送による議決権の行使の場合

行使期限 2025年6月25日(水曜日)午後6時到着分まで

株主様にご送付する本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

なお、ご返送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。

議決権行使用紙

議決権の数

会社登記簿	議決権	投票権	株式総額
第1号決議	賛成	否	1,000,000円
第2号決議	賛成	否	1,000,000円

議決権の数

議決権の数	株式総額
お 番 号	議決権の数

議決権登録について
当社取締役会は、議決権登録の際に、(1)登録番号(2)登録名(3)登録住所(4)登録電話番号(5)登録E-mailアドレス等を記入して下さい。

セコム株式会社

第2号議案の各候補者の一部について「否」とされる場合は、「賛」に○印を表示のうえ「否」とされる候補者の番号をカッコ内にご記入ください。

第3号議案は株主様からのご提案です。取締役会としてはこの議案に反対しております。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

▶賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・当社取締役会の意見に

ご賛同いただけた場合は、右図のようにご記入ください。

<会社提案>	
議 案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否
	(注) を捺ぐ)
<株主提案>	
議 案	原案に対する賛否
第3号議案	賛 否
株主提案について、当社取締役会の 意見にご賛同の場合は、「否」に○ 印でご記入願います。	



インターネット等による議決権の行使の場合

行使期限 **2025年6月25日(水曜日)午後6時まで**

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

● QRコードを読み取る方法

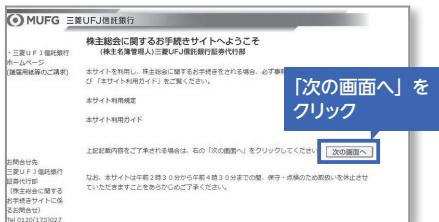


議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォン等で読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

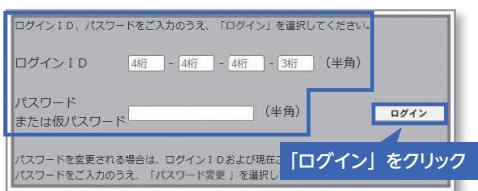
● ログインID・仮パスワードを入力する方法

①議決権行使サイトにアクセス

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



②議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使
に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題として位置付け、業容の拡大、連結業績の動向を総合的に判断して連結配当性向ならびに内部留保の水準を決定し、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、毎年9月30日を基準日とした中間配当、および3月31日を基準日とした期末配当の年2回行うことを基本とし、配当の決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会としております。また、内部留保金につきましては、新規契約者の増加に対応するための投資、研究開発、戦略的事業への投資、従業員への還元施策等に活用し、企業体質の強化および事業の拡大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、株主の皆様の日頃からのご支援にお応えするべく、以下のとおり1株につき50円（2024年10月1日を効力発生日とする株式分割前換算で100円）とさせていただきたいと存じます。これにより1株当たりの配当金は、中間配当とあわせて株式分割前換算で年間195円（前期から5円増配）となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額20,783,700,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

<会社提案>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名					性別	現在の当社における地位
1 再 任	よし 吉	だ 田	やす 保	ゆき 幸		男性	代表取締役社長
2 再 任	ふ 布	せ 施	たつ 達	ろう 朗		男性	専務取締役
3 再 任	やま 山	なか 中	よし 善	のり 紀		男性	常務取締役
4 再 任	なが 長	お 尾	せい 誠	や 也		男性	常務取締役
5 再 任	なか 中	だ 田	たか 貴	し 士		男性	取締役
6 再 任	いな 稻	ば 葉		まこと 誠		男性	取締役
7 再 任	わた 渡	なべ 邊	はじめ 元	社外取締役 独立役員	男性	社外取締役	
8 再 任	はら 原	み 美	り 里	社外取締役 独立役員	女性	社外取締役	
9 再 任	まつ 松	ざき 崎	こう 耕	すけ 介	社外取締役 独立役員	男性	社外取締役
10 再 任	すず 鈴	き 木	ゆ 木	かり 木	社外取締役 独立役員	女性	社外取締役

候補者番号

1

よし
だ
やす
ゆき
吉田 保 幸 ※
(1958年3月28日生)

再任



所有する当社株式の数

13,796株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年3月 当社入社
1997年2月 当社戦略企画室担当部長
1998年9月 東洋火災海上保険株式会社（現セコム損害保険株式会社）取締役就任
2002年6月 同社代表取締役社長就任
2010年4月 当社執行役員就任
2012年6月 当社取締役就任
2016年6月 当社常務取締役就任
2017年6月 当社専務取締役就任
2024年4月 当社代表取締役社長就任現在に至る

■選任理由

吉田保幸氏は、長年にわたり、当社の取締役として事業企画全般、また、経営企画担当としてセコムグループのリスク管理・ガバナンス体制の構築・整備、M&A、資本政策などの幅広い分野を担当し、セコムグループの経営について豊富な経験と高い見識を有しております。2024年4月に代表取締役社長に就任以降も、ロードマップ2027の達成に向けリーダーシップを発揮し、セキュリティサービス事業における付加価値向上施策による利益効率の改善を推進するとともに、人財戦略、投資、資本政策等によりセコムグループの成長に向けた中長期視点での経営改革を着実に進めており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふ
せ
たつ
ろう
布 施 達 朗 ※
(1957年9月9日生)

再任



所有する当社株式の数

12,198株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1982年3月 当社入社
2009年6月 セコム医療システム株式会社代表取締役社長就任
2010年4月 当社執行役員就任
2013年6月 当社取締役就任（2016年6月退任）
2016年4月 セコム医療システム株式会社代表取締役会長就任
2016年6月 当社常務執行役員就任
2016年6月 当社広報・渉外・マーケティング本部長現在に至る
2017年6月 セコム医療システム株式会社取締役会長就任現在に至る
2017年6月 当社常務取締役就任
2024年6月 当社専務取締役就任現在に至る
2024年6月 当社社長補佐現在に至る

（重要な兼職の状況）

セコム医療システム株式会社取締役会長

■選任理由

布施達朗氏は、当社の取締役としてメディカルサービス事業、広報・渉外・マーケティングを担当してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験から、広報・渉外等の対外活動およびメディカルサービス事業を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号
3

やま　なか　よし　のり
山 中 善 紀 ※
(1960年1月30日生)

再任



所有する当社株式の数
3,278株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1985年3月 当社入社
- 2002年4月 セコム北陸株式会社代表取締役社長就任
- 2014年1月 当社ホームマーケット営業本部長
- 2016年4月 当社執行役員就任
- 2020年6月 当社常務執行役員就任
- 2020年6月 セコム上信越株式会社代表取締役社長就任
- 2022年4月 当社営業本部長現在に至る
- 2024年6月 当社常務取締役就任現在に至る
- 2024年6月 当社営業第一本部長現在に至る

■選任理由

山中善紀氏は、当社のセキュリティ事業の営業部門責任者や当社グループ企業の代表取締役を務めてきた経験を活かし、当社の取締役として営業部門を統括しております。セコムグループの経営について豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号
4

なが　お　せい　や
長 尾 誠 也 ※
(1962年2月14日生)

再任



所有する当社株式の数
5,186株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年3月 当社入社
- 2008年4月 当社グループ運営最適化推進室長
- 2010年4月 当社経営分析室長
- 2012年1月 当社経理部長
- 2016年4月 当社執行役員就任
- 2018年11月 セコムクレジット株式会社代表取締役社長就任現在に至る
- 2019年1月 当社財務本部長現在に至る
- 2024年6月 当社常務取締役就任現在に至る

■選任理由

長尾誠也氏は、長年にわたる当社の財務・経理業務や当社グループ企業のガバナンス業務などを通じて培われた経験を活かし、当社の取締役として財務・経理部門を統括しております。セコムグループの経営についての豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号
5

なか だ たか し
中 田 貴 士 ※
(1966年4月27日生)

再任



所有する当社株式の数
5,006株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1991年3月 当社入社
2016年6月 当社総合企画部長
2017年6月 当社執行役員就任
2021年1月 当社グループ国際本部副本部長
2024年4月 当社経営企画担当、グループ会社監理担当、リスク管理担当現在に至る
2024年6月 当社取締役就任現在に至る

■選任理由

中田貴士氏は、長年にわたるグループ企業の運営監理やリスク管理などを含む経営企画全般の責任者や海外事業の責任者を歴任した経験を活かし、当社の取締役として経営企画やリスク管理などを統括しております。セコムグループの経営についての豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号
6

いな ば
稻 葉 まこと
誠 ※
(1962年8月4日生)

再任



所有する当社株式の数
2,942株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年9月 当社入社
2010年10月 当社営業開発部長
2014年7月 当社四国事業部長
2017年6月 当社業務統轄本部 本部長補佐
2018年6月 当社執行役員就任
2018年6月 当社法人営業本部長
2022年7月 株式会社セノン代表取締役社長就任
2024年6月 同社代表取締役会長兼社長就任
2024年6月 当社取締役就任現在に至る
2024年6月 当社業務本部長現在に至る
2024年8月 株式会社セノン取締役会長就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社セノン取締役会長

■選任理由

稻葉誠氏は、当社のセキュリティ事業における法人向け営業部門の責任者を務めたほか、業務部門において全国の警備業務を指揮する責任者や、セキュリティ関連のグループ企業の代表取締役を歴任した経験を活かし、当社の取締役として業務部門を統括しております。当社のセキュリティ事業全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
4,300株

候補者番号
7

わた なべ はじめ
渡 邊 元
(1951年11月18日生)

再 任

社外取締役

独立役員

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1975年3月 渡辺パイプ株式会社入社
- 1978年4月 同社常務取締役就任
- 1983年4月 同社専務取締役就任
- 1985年6月 同社代表取締役副社長就任
- 1991年11月 同社代表取締役社長就任
- 2016年6月 当社取締役就任現在に至る
- 2022年4月 渡辺パイプ株式会社代表取締役会長就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

渡辺パイプ株式会社代表取締役会長

■選任理由および期待される役割の概要

渡邊元氏は、渡辺パイプ株式会社の経営者として、長年にわたり全国ネットワークを有する企業の経営で培われた豊富な経験と高い見識を有しております。取締役会では、経営の重要な方向性に加えて、業務全般の執行とリスク管理のほか、現場運営や社員管理などについても、実効性のある助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいていることから、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号
8

はら み り
原 美 里
(1961年12月20日生)

再 任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年6月 原地所株式会社入社
- 1988年6月 同社取締役就任現在に至る
- 2017年10月 税理士法人横浜弁天会計社設立 代表税理士就任現在に至る
- 2020年6月 当社取締役就任現在に至る
- 2021年6月 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

税理士法人横浜弁天会計社代表税理士

日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役

■選任理由および期待される役割の概要

原美里氏は、不動産管理会社における長年の取締役としての経験のほか、税理士法人における税務および企業会計等を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。取締役会では、これらを踏まえて、経営の重要な方向性に加え、家庭向けサービスや女性社員の活躍などについて有益な助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいていることから、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号
9

まつざきこうすけ
松崎耕介
(1960年5月1日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数

0株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2014年1月 同社常務執行役員就任
2015年1月 シュナイダーアレクトロニック株式会社代表取締役副社長就任
2015年10月 同社代表取締役就任
2019年6月 株式会社フジシール取締役営業本部長就任
2020年2月 同社代表取締役社長就任
2024年2月 マフェックグループ株式会社取締役就任
2024年4月 同社代表取締役社長CEO就任現在に至る
2024年6月 当社取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

マフェックグループ株式会社代表取締役社長CEO

■選任理由および期待される役割の概要

松崎耕介氏は、長年にわたりグローバルに展開するIT関連企業において、マーケティング、事業企画、製品事業など幅広い分野に従事した経験と様々な企業の経営者としての実績を有しており、取締役会ではグローバル企業および日本企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく貴重な助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただきたい、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号
10

すずきゆかり
鈴木ゆかり
(1962年9月16日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数

100株

■略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1985年4月 株式会社資生堂入社
2015年4月 同社日本事業本部 プレスステージブランド事業本部 マーケティング部長
2017年1月 同社グローバルプレステージブランド事業本部 クレ・ド・ポー ボーテブランドユニット ブランドディレクター
2018年1月 同社執行役員就任
2020年3月 同社取締役常務就任
2021年1月 同社代表取締役常務就任
2024年6月 東京エレクトロン株式会社社外取締役就任現在に至る
2024年6月 当社取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

東京エレクトロン株式会社社外取締役

■選任理由および期待される役割の概要

鈴木ゆかり氏は、グローバルに展開する上場企業において、新規事業の立ち上げ、ブランドマーケティング、ダイバーシティー&インクルージョンの推進などの業務に従事し、これらに関する経験・知見を活かして、代表取締役を務められました。取締役会では、こうした実績を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識に基づく、多様な観点から助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただきたい、持続的な企業価値の向上のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

(注)

1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は、現任の執行役員であります。
3. 取締役候補者の指名については、取締役会が定めた指名方針に基づき、取締役会で審議のうえ決定しております。なお、取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の議論を経たうえで、取締役会で決定しております。
4. 渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの四氏は、社外取締役候補者であります。なお、当該四氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
5. 渡邊元氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって9年であります。
6. 原美里氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5年であります。
7. 松崎耕介および鈴木ゆかりの両氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
8. 渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの四氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該四氏が再任された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知33頁（「3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」）に記載のとおりです。各候補者は、現在、当社の取締役であるため、当該保険契約の被保険者に該当しており、各候補者が再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に該当することとなります。また、当社は、それらの者の任期中に当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。

（ご参考）

取締役候補者および監査役の知見と経験（スキル・マトリックス）

氏名	現在の当社における地位	経営・組織運営	財務・会計	法務・コンプライアンス・リスク	サステナビリティ・ESG	セキュリティ業界	グローバルビジネス	ICT・テクノロジー
吉田 保幸	代表取締役 社長	●	●	●		●		
布施 達朗	専務取締役	●			●	●	●	
山中 善紀	常務取締役	●			●	●	●	
長尾 誠也	常務取締役	●	●	●		●		
中田 貴士	取締役	●				●	●	●
稻葉 誠	取締役	●		●		●		
渡邊 元	社外取締役	●	●	●				
原 美里	社外取締役	●	●		●			
松崎 耕介	社外取締役	●			●		●	●
鈴木 ゆかり	社外取締役	●			●		●	
伊東 孝之	監査役	●	●	●		●		
辻 康弘	監査役	●		●		●	●	
加藤 秀樹	社外監査役	●		●	●		●	
安田 信	社外監査役	●	●				●	
田中 節夫	社外監査役	●		●		●		

（注）

- 各取締役候補者および監査役が保有する知見や経験を最大で4つまで記載しております。
- 上記一覧表は、各取締役候補者および監査役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

<株主提案>

第3号議案は、株主様1名からご提案いただいたものです。なお、以下の議案の要領および提案の理由は、提案株主様から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま記載しております。

第3号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

現行の定款に「第8章 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を新設し、第51条として、以下の条文を新設する。なお、本株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応）

第51条 当会社は、上場会社である限り、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の精神に則り、下記を実践する。

1. 株主・投資家の視点から資本コストを捉え、開示する
2. 株主・投資家の視点を踏まえて自社の株価を多面的に分析・評価する
3. バランスシートが資本コストや資本収益性の観点から効率的な状態となっているか点検し、改善が必要と考えられる場合にはその計画を開示・実践する
4. 資本コストや資本収益性を意識した上で、事業ポートフォリオの見直しを含む経営資源の適切な配分を意識した抜本的な取り組みを行い、適切な経営資源の配分に基づくキャピタルアロケーション方針を開示する
5. 資本コストを低減させるという意識を持ち、改善が可能と考えられる場合にはその計画を開示・実践する
6. 中長期的な企業価値向上のインセンティブとなる役員報酬制度の設計を行う
7. 中長期的に目指す姿の実現に向けて、どのような意図で各取り組みを実施するのか、各取り組みがどのように課題解決につながるのか、分かりやすく開示する
8. 経営陣や取締役会が、株主・投資家との対話に主体的に関与する

(2) 提案の理由

弊社は2023年3月31日に東京証券取引所がプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（以下、「東証要請」）の主旨に賛同しております。また、その対応が形式面にとどまらず、実効性の高いものであるために、2024年2月1日に東京証券取引所が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」（以下、「ポイントと事例」）に基づく、取り組みの継続的な検証が有効であると考えます。

現状、プライム市場上場企業の約8割が東証要請に関する対応を開示済みという状況を踏まえれば、本東証要請はすでにその役割を終えていると思われるかもしれません。しかし、弊社の最大の問題意識は企業によってその開示・取り組みの質の差が著しいことです。優れた開示に基づき、対応を推進し、企業価値向上に向けた取り組みと実効性の高い連携を行っている企業もある一方、残念ながら東証要請の趣旨を理解していない、あるいは意欲がないまま形式だけ整えたと思われる企業も存在します。

当社は、東証要請に基づく開示状況は開示済となっておりますが、資本コストの比率や、バランスシートの効率性に関する分析、株主還元の金額規模を含む経営資源の配分方針の開示がありません。当社がセコムグループロードマップ2027で掲げたROE10%目標を達成し中長期的な企業価値を向上していくためには、バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営を実践すべきです。弊社はポイントと事例に記載の項目において、3. バランスシートが効率的な状態になっているか点検しその改善計画の開示と実践、4. 経営資源の適切な配分を意識した抜本的な取り組みとキャピタルアロケーション方針の開示は、当社にとって特に改善の必要性が高い項目であると考えます。当社がこの具体的な内容を開示することによって、東証要請の趣旨である中長期的な目線を持つ株主・投資者の期待に応えることができる考えます。

<第3号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会としては、本株主提案議案に、反対いたします。

当社は、2017年5月に、「セコムグループ2030年ビジョン」を策定し、「あんしんプラットフォーム」構想の実現により、変わりゆく社会に、変わらぬ安心を提供していくことで、社会課題の解決と企業価値の拡大を両立しながら持続的に成長していくことを公表いたしました。また、「セコムグループ Road Map 2027」においては、取り組むべき重点施策として、(a) セキュリティを中心とする新たなサービス・ソリューションを提供すること、(b) 海外事業を強化し、将来的には海外売上高比率 10%を目指すこと、(c) BPO・ICT 事業においてお客様の事業運営を支えるビジネスインフラ基盤を構築すること、(d) サービス価値の最大化と業務効率の向上を図り、生産性を高めていくこと、(e) 全てのステークホルダーから選ばれ、信頼され続ける会社づくりを推進するために、人財の確保・育成に継続的に投資を行い、また経営戦略とサステナビリティの一体化を加速していくことを明示いたしました。いずれの施策も収益の拡大や生産性の向上を実現するなど、資本コストを意識した「成長投資」として適切なリターンにつながるものと考えています。加えて、適切なタイミングでの自己株式取得や増配など引き続き株主還元の強化を図ることで、2027年の目標であるROE10%の実現を目指してまいります。

当社は上記の通り、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する取組みを既に推進しております。本株主提案は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の取組みに関して、定款に条文を新設することを求めていますが、それらは常に変化する市場環境に迅速かつ柔軟に対応していくために都度決定する事項であり、定款に規定することは適切ではないと判断しております。

なお、2025年3月期の決算説明資料に記載のとおり、当社グループの資本コストについては5～7%程度と推定しております。今後も株式市場との対話を重ねながら、「セコムグループ Road Map 2027」の施策を実行することで、資本コストを上回る収益性の達成により、中長期的な企業価値向上及び株主共同の利益に寄与する経営を目指してまいります。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(ご参考) セコムグループ Road Map 2027

https://www.secom.co.jp/corporate/pdf/roadmap_2027.pdf

(ご参考) 2025年3月期 決算説明資料

https://www.secom.co.jp/corporate/ir/lib_2025/kessan37-3-p.pdf

(ご参考) 株主還元の状況

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
1株当たり 年間配当金	180円	185円	190円	195円 (分割前換算)	200円 (分割前換算)
自己株式 取得実施額	112.3億円	297.8億円	439.9億円	300.0億円	600億円 (予定)

(注)

1. 2024年度の1株当たり年間配当金については、本株主総会において、会社提案が承認可
決されることが条件となります。
2. 2025年度の1株当たり年間配当金については、配当予想額となります。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の日本経済は、雇用・所得環境が改善する下で、企業収益や設備投資などで回復の動きが見られました。一方、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響、金融資本市場の動向などに留意が必要な状況が続きました。

このような状況において、セコムグループは、「安全・安心・快適・便利」な社会を実現する「社会システム産業」の構築をめざし、「セコムグループ2030年ビジョン」の実現に取り組んでいます。また、ビジョン実現に向けて今後の目指すべき方向性をより明確化し、成長をさらに確かなものとするために「セコムグループ ロードマップ2027」を策定し、各種取り組みを積極的に展開しております。

2024年5月には、凶悪な強盗犯罪の増加に関連して高まる防犯需要を受け、耐貫通性に優れた防犯合わせガラス「SECOMあんしんガラスSG」の販売を開始しました。また、同年6月には、複数台の監視カメラを常時確認するモニタリング業務において監視員の負荷が課題となるなか、業務の負担軽減と品質向上を実現すべく、AIを活用して監視カメラ映像から危険行為等を検出し、監視卓等に通知するシステム「セコムAI行動検知システム」の提供を開始しました。さらに、2025年2月には、救命率向上を目指した機能と当社が日常点検をサポートするオンライン機能を備えたオートショックAED「AED CR2-Auto オンライン」の販売を開始するなど、様々な取り組みを通じて、ますます多様化・高度化するお客様の安心ニーズに対し、きめ細やかな切れ目のないサービスを提供することに努めました。

なお、2024年9月には、当社株式を保有する投資家層の拡大や保有期間の長期化促進を目的として、株式分割と株主優待制度の導入について発表し、同年10月1日に株式分割を実施しました。また、2025年2月には、国際的な環境NGOのCDPが2024年に実施した気候変動および水セキュリティへの取り組みに関する調査において、最高評価となる「Aリスト」に選定されました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高はセキュリティサービス事業、防災事業およびメディカルサービス事業などの増収により、1兆1,999億円(前期比3.9%増加)となりました。営業利益は地理空間情報サービス事業およびBPO・ICT事業の減益はありますが、セキュリティサービス事業、防災事業および保険事業などの増益により、1,442億円(前期比2.6%増加)となりました。経常利益は米国などにおける投資事業組合運用益で61億円増加したことなどにより、1,751億円(前期比5.0%増加)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,081億円(前期比6.0%増加)となりました。

なお、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも過去最高を達成することができました。

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株主に帰属する当期純利益
当連結会計年度（2024年度）	1,199,942百万円	144,297百万円	175,123百万円	108,109百万円
前連結会計年度（2023年度）	1,154,740百万円	140,658百万円	166,859百万円	101,951百万円

事業別にみますと、セキュリティサービス事業では、事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）を中心に、常駐警備や現金護送のサービスを提供するとともに、安全商品を販売しております。

事業所向けでは、防犯や防災をはじめ、従業員の就業管理などによる事業効率化に至るまで、企業の事業運営に有益な機能をオールインワンで提供するシステムセキュリティ「AZ」を提供しております。当期は、「AZ」および「AZ-Air」に監視カメラの映像を遠隔監視する有人時の非常通報サービスを付加し、店舗の安全管理をサポートする「インターラクティブセキュリティサービス」の提供を開始し、拡販に努めました。

家庭向けでは、防犯・防火ニーズに加え、お客様の生活スタイルに柔軟に対応でき、様々な機器と接続することでサービスを拡張できる「セコム・ホームセキュリティ NEO」を提供しております。当期は、「セコム・ホームセキュリティ」で使用する操作機器をリニューアルし、利便性を意識した機能拡充や美観向上を図ることで、ホームセキュリティシステムを積極的に拡販しました。

海外では、経済発展が続く東南アジアを中心に、緊急対処サービスや画像監視を特長とするセキュリティサービスの拡販に努めるとともに、最先端技術を取り込みながら機械警備のデジタルトランスフォーメーションを推進し、現地市場に適応したサービス、システムの開発・導入を推進しました。

当期は事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）の販売が堅調に推移したことおよび価格改定（値上げ）の影響、安全商品の販売が好調だったことなどにより、売上高は6,333億円(前期比3.1%増加)となり、営業利益は1,149億円(前期比2.0%増加)となりました。

防災事業では、オフィスビル、プラント、トンネル、文化財、船舶、住宅といった様々な施設に対し、お客様のご要望に応えた高品質な自動火災報知設備や消火設備などの各種防災システムを提供しております。当期も、国内防災業界大手2社である能美防災株式会社およびニッタン株式会社が、それぞれの営業基盤や商品開発力などを活かした防災システムの受注に努めました。

当期は消火設備や火災報知設備の増収により、売上高は1,770億円(前期比10.3%増加)となり、営業利益は原価率の改善などにより、201億円(前期比30.8%増加)となりました。

メディカルサービス事業では、訪問看護サービスや薬剤提供サービスなどの在宅医療サービスを中心として、シニアレジデンスの運営、電子カルテの提供、医療機器・医薬品等の販

売、介護サービス、医療機関向け不動産賃貸等様々なメディカルサービスを提供しております。

当期は医薬品・医療機器の販売が好調となったことなどにより、売上高は862億円(前期比7.6%増加)となり、営業利益は53億円(前期比4.2%増加)となりました。

保険事業では、当期もセキュリティシステム導入によるリスク軽減を保険料に反映した事業所向けの「火災保険セキュリティ割引」や家庭総合保険「セコム安心マイホーム保険」、ガン治療費の実額を補償する「自由診療保険メディコム」、セコムの緊急対処員が要請に応じて事故現場に急行するサービスを付帯した自動車総合保険「セコム安心マイカー保険」など、セコムグループならではの保険の販売を推進しました。

当期は運用収益の減収はありますが、保険引受収益の増収により、売上高は593億円(前期比2.1%増加)となり、営業利益は責任準備金の繰入が減少したことなどにより、42億円(前期比65.6%増加)となりました。

地理空間情報サービス事業では、航空機や車両、人工衛星などを利用した測量や計測で地理情報を集積し、加工・処理・解析した空間情報サービスを、国および地方自治体などの公共機関や民間企業、さらには新興国や発展途上国を含めた諸外国政府機関に提供しております。

当期は国内公共部門などの減収により、売上高は583億円(前期比3.5%減少)となり、営業利益は減収および原価率の上昇などにより、34億円(前期比35.0%減少)となりました。

BPO・ICT事業では、データセンターを中心、セコムならではのBCP(事業継続計画)支援や情報セキュリティ、クラウドサービス、認証サービスの提供に加えて、コンタクトセンター業務を含む様々なBPO業務の受託・運営を行っています。

当期はコンタクトセンター業務やバックオフィス業務全般のBPOサービスを提供する株式会社TMJの減収はありますが、データセンター事業の増収およびサーバーなどの機器販売が好調となったことなどにより、売上高は1,284億円(前期比1.0%増加)となり、営業利益は新たなデータセンターの稼働開始などによる原価の増加および人件費の増加などによる販売費及び一般管理費の増加により、91億円(前期比22.6%減少)となりました。

その他事業には、不動産賃貸および建築設備工事などが含まれます。

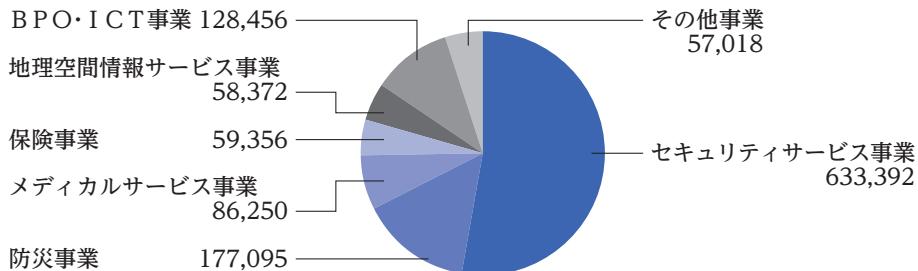
当期は売上高は570億円(前期比5.5%増加)となり、営業利益は86億円(前期比17.3%増加)となりました。

事業の種類別セグメントの状況 [第64期 (当連結会計年度)]

	売 上 高			営業利益
	外部顧客に対する売上高	セグメント間の内部売上高又は振替高	計	
セキュリティサービス事業	百万円 633,392	百万円 13,306	百万円 646,698	百万円 114,990
防 災 事 業	百万円 177,095	百万円 3,739	百万円 180,835	百万円 20,109
メディカルサービス事業	百万円 86,250	百万円 71	百万円 86,321	百万円 5,397
保 険 事 業	百万円 59,356	百万円 3,028	百万円 62,384	百万円 4,228
地理空間情報サービス事業	百万円 58,372	百万円 179	百万円 58,551	百万円 3,460
B P O ・ I C T 事業	百万円 128,456	百万円 10,691	百万円 139,148	百万円 9,165
そ の 他 事 業	百万円 57,018	百万円 1,691	百万円 58,710	百万円 8,633
計	百万円 1,199,942	百万円 32,708	百万円 1,232,650	百万円 165,987
消 去 又 は 全 社	百万円 —	百万円 △32,708	百万円 △32,708	百万円 △21,690
連 結	百万円 1,199,942	百万円 —	百万円 1,199,942	百万円 144,297

地域別にみますと、国内の売上高は1兆1,301億円（前期比3.5%増加）となりました。
海外売上高は698億円（前期比10.5%増加）となりました。

外部顧客に対する売上高（百万円）



2. 対処すべき課題

セコムグループを取り巻く環境においては、テクノロジーの進化、労働力人口の減少、体感治安の悪化、高齢化の進行、自然災害の頻発化・激甚化等への対応が課題となっております。このような状況下において、セコムグループは、これらの課題解決に貢献するため、以下の取り組みを推進しております。

①新しい技術・ノウハウの積極的な活用

テクノロジーの進化が進む中、最先端技術を活用した付加価値創造・サービス品質向上等を実現するため、新しい技術やノウハウを積極的に情報収集し、活用してまいります。また、こうした取り組みを通じて、警備DXを加速させ、国内および海外において、最新技術と人財を融合した新商品・新サービスの創出に取り組んでまいります。

②国内事業（サービス・商品の競争力の向上）

国内事業においては、広告宣伝をはじめとした販売促進や営業活動を強化し、法人マーケット向けのサービスや商品の品質向上・機能向上を図り競争力を高めていくとともに、高齢者見守り等の新サービスを提供することにより、個人マーケットの更なる開拓等に注力してまいります。また、セコムグループの経営資源を最大限に活用することにより、多様化するお客様のニーズに応える付加価値の高いサービスを提供することで、「安全・安心・快適・便利」な社会の構築を目指してまいります。

③海外事業の強化

海外事業においては、高まる安心ニーズに対して、最先端技術を積極的に取り入れ、現地ニーズに合った海外のローカルマーケット向けの事業企画・商品開発や大型物件への対応など、事業展開を強化していくとともに、新たな成長基盤を獲得するM&Aの実行を図ってまいります。また、現地における積極的な採用、教育・研修の充実により、海外事業におけるサービス品質を向上してまいります。

④業務効率化及び業務品質の向上

労働力人口の減少による人手不足への対応に当たり、システムへの投資により機能改善を図ることで業務の効率化を推進し、生産性向上、収益性向上、サービス品質の向上に繋げてまいります。あわせて、業務プロセスおよび社内の事務処理や組織の見直しを図り、省力化やコスト削減を促進してまいります。

⑤競争力向上のための人財確保

セコムグループでは、国内事業におけるサービス提供体制の維持やサービス品質の向上の面において人員の確保が必要であることに加え、最新技術の活用や海外展開のためのIT人財およびグローバル人財も必須としています。労働力人口が減少する中でも、事業展開を支える人財の確保や採用強化を進め、成長分野を強化するための人財の再配置などの組織戦略を推進してまいります。また、既存社員の育成、変化適応力の向上のための教育・研修の強

化、社員それぞれの個性を活かし、公私ともに豊かで充実した人生を送る基盤としての環境整備等への取り組みを継続して進めてまいります。

⑥コンプライアンス・ガバナンス体制の強化

上記の取り組みを推進するに当たり、「安全・安心」を提供するセコムグループにとって、法および法の精神の遵守によりお客様からの信頼を確保・維持し続けることは、経営上極めて重要な課題であります。セコムグループでは、当社の社員・組織の基本的な考え方やあるべき姿・行動原理として培われてきた「セコムの理念」を通じて、より一層のコンプライアンス体制の強化に努めています。また、ガバナンス体制の強化も継続して推進し、ステークホルダーの皆様から選ばれ続ける会社づくりに取り組んでまいります。

今後とも株主の皆様には、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申しあげます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額で1,018億円（内訳は以下のとおり）であり、その主なものは、セキュリティサービス事業におけるシステム設備（警報機器・設備）等に対する投資604億円であります。

事 業 の 種 類	金 額
セ キ ュ リ テ ィ サ イ ビ ス 事 業	60,416百万円
防 災 事 業	4,165百万円
メ デ イ カ ル サ イ ビ ス 事 業	3,031百万円
保 險 事 業	2,630百万円
地 球 空 間 情 報 サ イ ビ ス 事 業	1,860百万円
B P O ・ I C T 事 業	27,956百万円
そ の 他 事 業	1,442百万円
小 計	101,503百万円
消 去 又 は 全 社	361百万円
合 計	101,865百万円

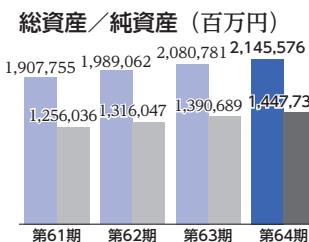
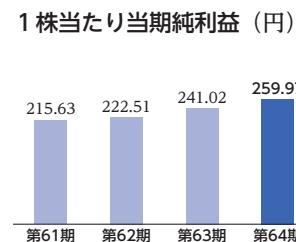
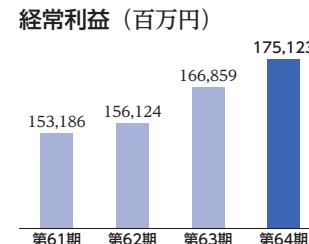
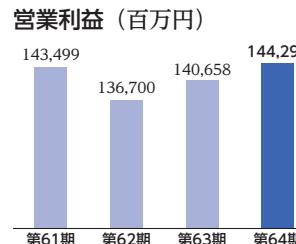
4. 資金調達の状況

当連結会計年度は、資本市場での社債および新株式の発行による資金調達はありませんでした。

5. 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	第61期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第62期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第63期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第64期 (当連結会計年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	百万円 1,049,859	百万円 1,101,307	百万円 1,154,740	百万円 1,199,942
営業利益	百万円 143,499	百万円 136,700	百万円 140,658	百万円 144,297
経常利益	百万円 153,186	百万円 156,124	百万円 166,859	百万円 175,123
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 94,273	百万円 96,085	百万円 101,951	百万円 108,109
1株当たり当期純利益	円 215.63	円 222.51	円 241.02	円 259.97
自己資本当期純利益率	% 8.6	% 8.4	% 8.5	% 8.7
総資産	百万円 1,907,755	百万円 1,989,062	百万円 2,080,781	百万円 2,145,576
純資産	百万円 1,256,036	百万円 1,316,047	百万円 1,390,689	百万円 1,447,736

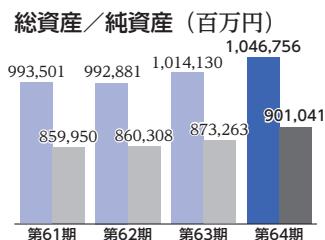
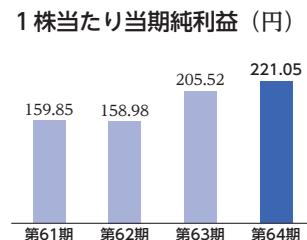
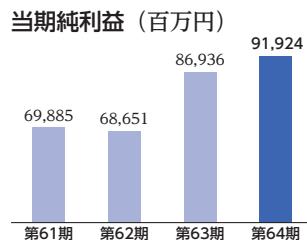
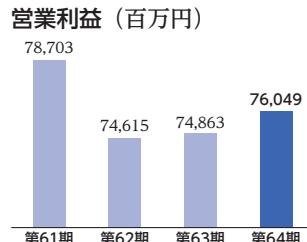
(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益については、第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。



6. 当社単体の財産および損益の状況の推移

期別 項 目	第 61 期 (2021年4月 1日から 2022年3月31日まで)	第 62 期 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	第 63 期 (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)	第 64 期 (当事業年度) (2024年4月 1日から 2025年3月31日まで)
売 上 高	百万円 395,181	百万円 391,570	百万円 405,671	百万円 416,862
営 業 利 益	百万円 78,703	百万円 74,615	百万円 74,863	百万円 76,049
経 常 利 益	百万円 95,094	百万円 93,255	百万円 112,225	百万円 113,860
当 期 純 利 益	百万円 69,885	百万円 68,651	百万円 86,936	百万円 91,924
1 株当たり当期純利益	円 159.85	円 158.98	円 205.52	円 221.05
自己資本当期純利益率	% 8.2	% 8.0	% 10.0	% 10.4
総 資 産	百万円 993,501	百万円 992,881	百万円 1,014,130	百万円 1,046,756
純 資 産	百万円 859,950	百万円 860,308	百万円 873,263	百万円 901,041

(注) 当社は、2024年10月 1日を効力発生日として普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。このため、1 株当たり当期純利益については、第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。



7. 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率 (議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
セコム上信越株式会社	百万円 3,530	% 100.00 (100.00)	警備保障および安全業務
株 式 会 社 アサヒセキュリティ	百万円 100	% 100.00 (100.00)	集配金サービス
能 美 防 災 株 式 会 社	百万円 13,302	% 50.36 (51.98)	総合防災サービス
ニッタン株式会社	百万円 2,302	% 100.00 (100.00)	総合防災サービス
セコム医療システム 株 式 会 社	百万円 100	% 100.00 (100.00)	在宅医療サービスおよび 遠隔画像診断支援サービス
セコム損害保険株式会社	百万円 16,808	% 97.25 (97.95)	損害保険業
株 式 会 社 パ ス コ	百万円 8,758	% 75.00 (75.00)	測量・計測事業および 地理空間情報システム事業
セコムトラストシステムズ 株 式 会 社	百万円 1,468	% 100.00 (100.00)	情報セキュリティサービス およびソフトウェア開発
株式会社アット東京	百万円 13,378	% 50.88 (50.88)	データセンター事業
株 式 会 社 T M J	百万円 100	% 100.00 (100.00)	コンタクトセンター事業を含む BPO事業
ウェステック・セキュリティ・ グ ル 一 プ Inc.	米ドル 301	% 100.00 (100.00)	米国における持株会社
セ コ ム P L C	千英ポンド 44,126	% 100.00 (100.00)	英国における警備業
タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.	百万ルピー 7,176	% 60.00 (60.00)	インドにおける病院経営
セコムメディカルシステム (シンガポール) Pte. Ltd.	千シンガポールドル 142,098	% 100.00 (100.00)	シンガポールにおける持株会社

(注)

- 出資比率（議決権比率）は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 能美防災株式会社、タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.およびセコムメディカルシステム（シンガポール）Pte. Ltd.に対する出資比率（議決権比率）は当社が間接保有しているものを含みます。

3. 株式会社パスコを非公開化し、当該非公開化後における同社の株主を当社およびISフロンティアパートナーズ株式会社（伊藤忠商事株式会社がその発行済株式の全部を有する株式会社）のみとする一連の取引として、当社およびISフロンティアパートナーズ株式会社は、2024年9月6日から同年10月22日までを公開買付期間として、株式会社パスコの株式に対する公開買付けを共同で実施し（決済開始日は2024年10月28日）、株式会社パスコは、2025年1月9日を効力発生日として株式併合を行いました。株式会社パスコに対する当社の出資比率（議決権比率）は、2024年3月31日時点では71.55%（72.18%）でしたが、上記の一連の取引により、75.00%（75.00%）に増加しました。

8. 主要な事業内容

セコムグループは、当社、連結子会社148社および持分法適用関連会社17社で構成され、警備請負サービスを中心としたセキュリティサービス事業、総合防災サービスを中心とした防災事業、在宅医療およびシニアレジデンスの運営を柱にしたメディカルサービス事業、損害保険業を中心とした保険事業、測量・計測事業を中心とした地理空間情報サービス事業、情報セキュリティや大規模災害対策、データセンター、BPO業務を中心としたBPO・ICT事業、不動産賃貸および建築設備工事などのその他事業を主な内容とし、事業活動を開しております。

9. 主要な事業所

- ①当社本社 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号
- ②当社本部・
統轄部 北海道本部（札幌市）、東北本部（仙台市）、西関東本部（さいたま市）、東関東本部（千葉市）、東京本部（東京都港区）、首都常駐統轄本部（東京都渋谷区）、首都圏現送統轄部（東京都渋谷区）、神奈川本部（横浜市）、静岡本部（静岡市）、中部本部（名古屋市）、近畿本部（京都市）、大阪本部（大阪市）、兵庫本部（神戸市）、中国本部（広島市）、四国本部（高松市）、九州本部（福岡市）
- ③国内子会社 セコム上信越株式会社（新潟市）、株式会社アサヒセキュリティ（東京都港区）、能美防災株式会社（東京都千代田区）、ニッタン株式会社（東京都渋谷区）、セコム医療システム株式会社（東京都渋谷区）、セコム損害保険株式会社（東京都千代田区）、株式会社パスコ（東京都目黒区）、セコムトラストシステムズ株式会社（東京都新宿区）、株式会社アット東京（東京都江東区）、株式会社TMJ（東京都新宿区）、株式会社荒井商店（東京都渋谷区）

- ④海外子会社 ウエステック・セキュリティ・グループInc.（米国デラウェア州ドーバー市）、セコムPLC（英国サリー州ケンリー市）、西科姆（中国）有限公司（中国北京市）、タクシーシャーシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.（インドカルナータカ州ベンガルール）、セコムメディカルシステム（シンガポール）Pte. Ltd.（シンガポール）

10. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
64,655名	89名減

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15,674名	2名増	44.7歳	18.2年

（注）従業員数は、就業人員を記載しております。

11. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	11,210百万円
株式会社三菱UFJ銀行	9,933百万円
株式会社りそな銀行	3,011百万円
株式会社三井住友銀行	2,743百万円

12. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 1,800,000,000株

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行うとともに、当社定款第5条に定める発行可能株式総数を当該分割比率に従って変更いたしました。これにより、同日をもって、発行可能株式総数が900,000,000株増加しております。

2. 発行済株式の総数 466,599,796株（自己株式50,925,784株を含む）

(注) 上記の株式分割により、2024年10月1日をもって、発行済株式の総数が233,299,898株増加しております。

3. 当事業年度末の株主数 42,717名

4. 単元株式数 100株

5. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	93,804千株	22.56%
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	38,276千株	9.20%
J P MORGAN CHASE BANK 380055	18,669千株	4.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口820079272）	13,481千株	3.24%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	10,485千株	2.52%
公益財団法人セコム科学技術振興財団	8,050千株	1.93%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	7,533千株	1.81%
J P MORGAN CHASE BANK 385781	5,751千株	1.38%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,371千株	1.29%
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	5,142千株	1.23%

(注) 当社は、自己株式（50,925,784株）を保有しておりますが、上記表から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,935 ^株	6 ^名

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の株式は、譲渡制限付株式として、当該株式分割の効力発生日より前に交付したものであるため、当該株式分割前の株式数を記載しております。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当、重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 田 保 幸	執行役員
専務取締役	布 施 達 朗	執行役員（社長補佐、広報・渉外・マーケティング本部長） セコム医療システム株式会社取締役会長
常務取締役	山 中 善 紀	執行役員（営業本部長、営業第一本部長）
常務取締役	長 尾 誠 也	執行役員（財務本部長）
取 締 役	中 田 貴 士	執行役員（経営企画担当、グループ会社監理担当、リスク管理担当）
取 締 役	稻 葉 誠	執行役員（業務本部長） 株式会社セノン取締役会長
取 締 役	廣 瀬 篤 治	株式会社モニタス代表取締役会長
取 締 役	渡 邊 元	渡辺パイプ株式会社代表取締役会長
取 締 役	原 美 里	税理士法人横浜弁天会計社代表税理士 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	松 崎 耕 介	マフテックグループ株式会社代表取締役社長CEO
取 締 役	鈴 木 ゆかり	東京エレクトロン株式会社社外取締役
監 査 役	伊 東 孝 之	常勤
監 査 役	辻 康 弘	常勤
監 査 役	加 藤 秀 樹	
監 査 役	安 田 信	株式会社安田信事務所代表取締役社長
監 査 役	田 中 節 夫	公益財団法人警察育英会代表理事 公益財団法人警察協会代表理事

(注)

- 取締役のうち廣瀬篤治、渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの五氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役のうち加藤秀樹、安田信および田中節夫の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役伊東孝之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役廣瀬篤治、渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの五氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
5. 社外監査役安田信氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
6. 社外監査役田中節夫氏が兼職している二つの財団に、当社は寄付金を納めておりますが、その寄付金額は各10百万円未満であり、また、いずれの財団も公益の増進に著しく寄与する特定公益増進法人として認定されており、両財団および同氏と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
7. 社外取締役廣瀬篤治、渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの五氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
8. 社外監査役加藤秀樹、安田信および田中節夫の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
9. 当事業年度中の取締役の異動
 - ①中山泰男および尾関一郎の両氏は、2024年6月25日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任いたしました。
 - ②山中善紀、長尾誠也、中田貴士、稻葉誠、松崎耕介および鈴木ゆかりの六氏は、2024年6月25日開催の第63回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
10. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動
 - ①取締役稻葉誠氏は、2024年6月20日付で株式会社セノン代表取締役社長から同社代表取締役会長兼社長に就任後、同年8月26日付で同社代表取締役社長を退任し、代表権のない取締役会長に就任いたしました。
 - ②社外取締役鈴木ゆかり氏は、2024年6月18日付で東京エレクトロン株式会社社外取締役に就任いたしました。
11. 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動
 - ①常務取締役布施達朗氏は、2024年6月25日付で専務取締役および社長補佐に就任いたしました。
 - ②取締役山中善紀氏は、2024年6月25日付で常務取締役および営業第一本部長に就任いたしました。
 - ③取締役長尾誠也氏は、2024年6月25日付で常務取締役に就任いたしました。
 - ④取締役稻葉誠氏は、2024年6月25日付で業務本部長に就任いたしました。

（ご参考）

取締役ではない当社執行役員は次のとおりであります。

（2025年5月1日現在）

地 位	氏 名
常 務 執 行 役 員	泉田達也、上田 理、杉本陽一、福満純幸、永井 修、佐藤貞宏
執 行 役 員	桑原靖文、福岡規行、赤木 猛、植松則行、小松 淳、千田岳彦、 杉本敏範、滝沢 聰、澤本 泉、久保田顕、内藤昌彦、喜連新治、 竹澤 稔、寺井康悦、井踏博明、田中貞朗、目崎祐史、首藤洋一

（注）

1. 常務執行役員古川顕一氏は、2024年6月21日付で退任いたしました。
2. 執行役員進藤健輔氏は、2024年6月25日付で退任いたしました。
3. 井踏博明、田中貞朗、目崎祐史および首藤洋一の四氏は、2024年6月25日付で執行役員に就任いたしました。
4. 執行役員森田通義氏は、2024年6月28日付で退任いたしました。
5. 執行役員荒木総氏は、2024年8月4日付で退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けて当該免責額に至らない損害については補填の対象としないことや、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由に該当する場合には補填の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、株主代表訴訟補償特約などの特約分も含め、当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
		固定報酬	ストックオプション	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	322	207	—	63	51	8
監査役 (社外監査役を除く)	49	49	—	—	—	2
社外取締役	54	54	—	—	—	5
社外監査役	32	32	—	—	—	3
合計	459	344	—	63	51	18

(注) 上記の報酬等は、いずれも取締役会があらかじめ定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従ったものであり、それぞれの内容については、「5. 役員の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。なお、上記の業績連動報酬等に関し、当事業年度における連結営業利益の目標は131,200百万円で、実績は144,297百万円となりました。

5. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

(1) 取締役の報酬

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役の報酬については、金銭報酬（固定月額報酬および賞与）と株式報酬で構成することとしております。ただし、社外取締役については、固定月額報酬のみを支給することとしております。また、当社は社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）がその在任中に死亡した場合には、当該取締役の遺族に対し、株主総会の決議を得た上で、取締役会の決議により定められた役員弔慰金支給規程に従って役員弔慰金を支給することとしております。

これらの報酬のうち、金銭報酬（固定月額報酬および賞与）については、2005年6月29日開催の第44回定時株主総会において、その総額を年額6億円以内（当該定めに係る取締役の員数は11名）とする旨の決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、指名・報酬委員会が、取締役会の授権を受けて、その上限額の範囲内において各取締役の金銭報酬を決定することとしております。また、対象取締役に支給する株式報酬については、2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、(a) 謾渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を、金銭報酬とは別枠で、年額1億円以内とし、謹渡制限付株式として発行または処分がなされる当社普通株式の総数を年20,000株以内（注）（当該定めに係る対象取締役の員数は7名）とする旨、(b) 謾渡制限期間を、対象取締役が当社普通株式の発行または処分を受けた日（以下、「付与日」という。）から、当該対象取締役が当社の取締役、執行役員、監査役および使用人（以下、「当社取締役等」という。）のいずれの地位からも退任または退職（死亡による退任または退職を含む。以下、「退任等」という。）をする時点までの期間とする旨、(c) 謾渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものでない場合には、当社は、当該対象取締役が保有する当該普通株式の全部を当然に無償で取得する旨、(d) 謾渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものであっても、当該退任等が付与日後最初に到来する当社の定時株主総会の終結時より前である場合には、当社は、当社の取締役会が当該退任等の時期に応じてあらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の当該普通株式を除き、当該対象取締役が保有する当該普通株式を当然に無償で取得する旨などの決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、取締役会が、指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえた上で、上記(a)の上限額・上限数の範囲内において各対象取締役の株式報酬を決定することとしております。

金銭報酬のうち、各取締役の固定月額報酬の額の決定、および各対象取締役の株式報酬の額（謹渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の額）の決定にあたっては、各

取締役の職責および在任年数、当社の業績等を総合的に勘案し、決定することとしております。また、各対象取締役の賞与の額の決定にあたっては、当社が重要視する経営目標である連結営業利益、E P S（1株当たり当期純利益）および従業員エンゲージメント（社員満足度）を設定し、達成度等を総合的に勘案し、決定することとしております。

各対象取締役に支給する固定月額報酬の額、賞与の額および株式報酬の額の割合は、概ね65：15：20とすることとしております。固定月額報酬については毎月、各事業年度に係る賞与については翌事業年度の7月に、各事業年度に係る株式報酬については上記の譲渡制限期間に服することを条件として当該事業年度の7月に、それぞれ支給することとしております。

当事業年度においても、これらの手続に則り、取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役の選解任に関する議案の原案を策定のうえ取締役会に提案し、また、取締役の個人別の金銭報酬を決定するとともに、株式報酬を審議のうえ取締役会に答申しております。当事業年度における指名・報酬委員会の構成員は、廣瀬篁治（委員長・社外取締役）、中山泰男（代表取締役会長）、吉田保幸（代表取締役社長）、渡邊元（社外取締役）、および原美里（社外取締役）の計5名（うち社外取締役3名）でありましたが、中山泰男氏は2024年6月25日に委員を退任し、同日付で専務取締役布施達朗氏が委員に就任いたしました。

（注）当社は、2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社普通株式の総数については、年40,000株以内に調整されております。

（2）監査役の報酬

監査役の報酬については、金銭報酬のみで構成することとしており、2024年6月25日開催の第63回定期株主総会において、その総額を年額9千万円以内（当該定めに係る監査役の員数は5名）とする旨の決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、その上限額の範囲内において個々の監査役の職務に応じた報酬額を、監査役の協議により決定することとしております。

なお、監査役の報酬については、業績連動報酬は導入しておりません。

6. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	廣瀬 壱治	12回中12回	—	取締役会では、多数の法人等の創業・経営や業界団体の設立・運営で培われた豊富な経験および高い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	渡邊 元	12回中12回	—	取締役会では、長年にわたる企業経営で培われた豊富な経験および高い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	原 美里	12回中12回	—	取締役会では、会社役員および税理士として培われた豊富な経験や幅広い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	松崎耕介	9回中9回	—	取締役会では、国内外の大手事業会社の経営者として培われた豊富な経験と高い見識に基づく助言・提言を行うなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	鈴木ゆかり	9回中9回	—	取締役会では、グローバルに展開する上場企業の取締役として培われた豊富な経験と高い見識に基づく助言・提言を行うなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	加藤秀樹	12回中12回	12回中12回	国の施策の実施の経験や政策シンクタンクにおいて培った数多くの経験・見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外監査役	安田 信	12回中12回	12回中12回	グローバル企業の経営者としての豊富な経験および幅広い見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。
社外監査役	田中節夫	12回中12回	12回中12回	行政分野において要職を歴任し、その経験を通じて培われた豊富な経験および幅広い見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。

(注) 松崎耕介および鈴木ゆかりの両氏は、2024年6月25日開催の第63回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしましたので、2024年6月25日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	214	58	221	120
連結子会社	419	81	446	97
計	634	139	668	218

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ウェステック・セキュリティ・グループInc. については WEAVER AND TIDWELL LLP、セコムPLCについては Cooper Parry Group Limited、タクシャーシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt.Ltd.についてはBSR & Co.LLP、セコムメディカルシステム（シンガポール）Pte.Ltd.については KPMG Services Pte.Ltd.の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス等に係る業務であります。連結子会社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、監査・保証実務委員会実務指針第86号（受託業務に係る内部統制の保証報告書）に基づく内部統制の整備状況の検証業務等であります。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合は、速やかに監査役会を開催し、監査役全員の同意があった場合は、会計監査人の解任手続きを取るものいたします。なお、この場合、監査役会は一時会計監査人または代替の会計監査人の選任について決定を行い、代替の会計監査人の選任に関する議案を、決定後最初に招集される株主総会に付議いたします。また、監査役会で選定した監査役が同総会において、当該解任の旨およびその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人の職務執行状況や監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、監査役会は、監査役の過半数による決定により、会計監査人の不再任に関する決定を行うとともに、代替の会計監査人の選任について決定を行い、会計監査人の不再任および代替の会計監査人の選任に関する議案を、株主総会に付議いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 内部統制システムの基本方針および運用状況の概要

当社が、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（いわゆる内部統制システムの基本方針）として取締役会で決議した内容は、下記のとおりです。（最終改定：2024年2月8日）

記

1. 総論

会社法第362条第5項に基づき取締役会で決議した内部統制システムの基本方針を明らかにするとともに、不断の見直しにより改善を図っていく。

2. 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

当社の事業にとって不可欠な要件は、法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいたより厳格な組織運営を行うことにある。当社にとってコンプライアンスは日常業務そのものであり、一人ひとりが常に高いコンプライアンス意識を保持し、さらにその推進者となる体制を重視する。

- (1) 役職員は、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づいて行動し、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする業務運営を行う。
- (2) 各分野別に責任を持つ担当役員は、自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案するとともに、課題・事案に適切に対応する責任を有する。法務部その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。これらについて、代表取締役社長は必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 代表取締役社長の命により監査部は適時組織横断的に職務執行を査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨するとともに是正すべき事項を指摘する。監査部は、査察の結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (4) 役職員は行動規範に反する行為を知ったときは上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等のときに、監査部または社外の法律事務所へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」及び「内部通報規程」に則り、通報された内容は秘密事項として扱い、必要な調査を行ったうえで適正な処置をとる。通報者はこの通報により何らの不利益も受けない。

- (5) 代表取締役社長を委員長とする組織風土委員会を常設し、重要な表彰・処分、風通しの良い組織風土を醸成するための施策を決定する。また、「セコムグループ社員行動規範」の改正、コンプライアンスにかかる重要な事項の制定・改正は組織風土委員会で審議のうえ監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

【運用状況】

当社は、研修、社内活動、e ラーニングシステム等を通じて「セコムグループ社員行動規範」や「セコムの理念」の浸透と定着を図っている。

コンプライアンスにかかる問題等については、役職員一人ひとりが適切に対応する体制を整備している。その中でも重要な案件は各地域のコントロールセンターが対応し、本社にある中央コントロールセンターに情報を集約している。中央コントロールセンターは関連部署に情報を展開するとともに、必要に応じて代表取締役社長に報告している。

監査部は監査計画に基づいた業務監査を行い、監査結果を代表取締役社長および監査役へ毎月報告するとともに、問題解決に必要な是正措置を主管部署へ提言している。また、代表取締役社長は必要に応じて主管部署へ是正を指示している。

当事業年度においては、「ほっとヘルpline」に150件の通報があり、組織風土委員会は9回開催された。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針】

取締役の職務執行に係る情報は、当社規程に従い適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

【運用状況】

取締役会議事録・決裁文書などの取締役の職務執行に係る情報は、「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則って適切に保存および管理を行っている。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針】

- (1) 当社のリスク管理体制は、危機管理が当社の事業そのものであるとの認識のもと、代表取締役社長が全体を統轄し、担当役員・部門責任者は、自己の担当する事業分野について、事業リスク及び不正リスクを分析・評価する。これを踏まえて、環境の変化に応じた体制の見直しが行われ、重要なものは取締役会および監査役会に報告される。
- (2) 全社横断的なリスクの把握及び対策の検討等を行うため、リスク管理担当役員を委員長とするリスク対策委員会を開催し、必要に応じて、代表取締役社長および取締役会に報告する。

- (3) 当社のリスク管理体制の重要な改変は監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

【運用状況】

各役員・部門責任者は自己の担当する事業分野について適宜リスク分析・評価を行い、結果について代表取締役社長へ報告するとともに、顕在化したリスクについて適切に対応している。当事業年度においては、リスク対策委員会を6回開催し、全社横断的なリスクの把握および対策の検討等を行っている。

なお、リスクは以下の分類で分析・評価を行っている。

- | | |
|-------------|--------------|
| ①大規模災害リスク | ②コンプライアンスリスク |
| ③システムリスク | ④業務提供に係るリスク |
| ⑤事務処理・会計リスク | ⑥サプライチェーンリスク |
| ⑦感染症リスク | ⑧SDGs関連リスク 等 |

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 取締役会は、独立した立場の社外取締役を含む取締役で構成し、「取締役会規則」に基づき、法令等に定める重要事項の決定及び経営上の意思決定等を行うとともに、取締役の適正な職務執行を監督する。
- (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うため、執行役員制度を導入する。
- (3) 情報システムを活用し、事業の拡大、安定的かつ効率的な運営を確保する。
- (4) 中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

【運用状況】

取締役会は社外取締役5名を含む11名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席し、原則として毎月1回開催している。取締役会では、「事業ビジョン」に基づき、経営に関する重要事項の審議や取締役の業務執行状況の報告などを行い、的確で迅速な意思決定を行うよう努めており、取締役6名を含む30名の執行役員体制により意思決定と職務の執行のスピード化を図っている（上記は2025年3月31日現在の役員体制）。また、情報システムの安定稼働を目的に、サイバー攻撃対策と監視、定期的な点検・見直しを実施している。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

6-1. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役職員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。
- (2) 子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則ってＩＴ統制を行う。当社のＩＣＴ担当役員は主要な子会社のＩＴ運用状況について適時査察を行う。
- (3) 当社代表取締役社長を議長とし、主要な子会社の社長及び議長が指名する者で構成する「セコムグループ経営会議」を設け、グループ情報及び運営理念の共有化を図り、内部統制にかかる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努める。当社代表取締役社長はその結果を必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する。
- (4) 当社代表取締役社長は当社の内部監査部門（監査部及びグループ運営監理部）に命じ、必要に応じて子会社を査察する。子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努める。また当社は、子会社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知ったときに当社のグループ運営監理部へ直接通報できる「グループ本社ヘルpline」を設置する。「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」及び「内部通報規程」に則り、通報された内容は秘密事項として扱い、必要な調査を行なったうえで適正な処置をとる。通報者はこの通報により何らの不利益も受けない。
- (5) 主要な子会社については当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
- (6) 当社は、当社監査役会と協議のうえ、グループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図る。

6－2. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

【基本方針】

「セコムグループ企業経営基本規程」を定め、子会社の重要意思決定について、当社への事前の承認事項並びに報告事項の基準を明確にし、これを実行する。

6－3. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針】

子会社は「セコム及びセコムグループにおける危機管理の意義と基本方針」に則り、リスク管理体制の整備を行う。また、重要事項発生時には当社の統制下で適切な対応をする。

6－4. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 子会社の全取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする効率的な業務運営を行う。
- (2) 当社及び子会社は、セコムグループの「事業ビジョン」に基づいて年次の事業計画を策定し、その進捗を確認する。

【運用状況】

コンプライアンスにかかわる重要な案件等は、当社の中央コントロールセンターに情報を集約している。中央コントロールセンターは関連部署に情報を展開するとともに、必要に応じて代表取締役社長に報告している。

当事業年度において、代表取締役社長は「セコムグループ経営会議」を3回開催し、子会社の事業計画の進捗確認等を行っている。監査役はグループガバナンス強化のため、グループ子会社の訪問・聴取を実施している。また、グループ子会社の監査役等との連携強化のため、「セコムグループ監査役・内部監査部門合同連絡会」や「情報交換会」を開催している。内部監査部門は、必要に応じて子会社を査察するとともに、「グループ本社ヘルpline」により内部通報された内容については関係部署、子会社と協同し適切に対応している。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

【基本方針】

- (1) 専属の使用者を常時2人以上配置した監査役室を設置し、監査業務を補助する体制をとる。
- (2) 監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をすることができる。
- (3) 監査役の補助者の人事異動・人事評価は監査役会の承認を得たうえで決定する。監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用者の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

【運用状況】

当社は、社内事情に精通した専属の使用者を3人配置した監査役室を設置している。監査役の補助者は、監査役からの命令に従い職務を遂行しており、補助者の人事異動・人事評価は監査役会の承認を得たうえで決定している。

8. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

8-1. 取締役及び会計参与並びに使用者が監査役に報告をするための体制

【基本方針】

- (1) 取締役が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。
 - (イ) 組織風土委員会その他で決議された事項

- (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
- (二) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (ホ) 重大な法令・定款違反
 - (ヘ) その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) (1) にかかわらず、監査役は必要に応じて隨時に取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (3) 「ほっとヘルpline」により通報された事項は、監査部より監査役へ報告される。
- 8-2. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

【基本方針】

「グループ本社ヘルpline」により通報された事項は、グループ運営監理部より監査役へ報告される。

- 8-3. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないと確保するための体制

【基本方針】

報告された内容は「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」及び「内部通報規程」に則り秘密事項として扱い、必要な調査を行なったうえで適正な処置をとる。通報者はこの通報により何らの不利益も受けない。

【運用状況】

監査役は、内部統制システムの基本方針で定めた取締役が監査役に報告すべき事項の他、内部通報制度である「ほっとヘルpline」および「グループ本社ヘルpline」等により内部通報された内容について、適宜内部監査部門より報告を受けている。報告者が何らの不利益も受けない体制は当事業年度においても遵守されている。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【基本方針】

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担する。

【運用状況】

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役会で予算を決議し、取締役会で報告している。生じた費用は当社にて負担している。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とする。
- (2) 監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じて重要会議に出席し経営全般に関する意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施する。
- (3) 当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

【運用状況】

当事業年度において、監査役は代表取締役社長との意見交換会を11回、会計監査人との意見交換会を13回開催した他、取締役会、その他の重要会議に出席し意見交換するとともに、当社および子会社の取締役および使用人から定期的にヒアリングを実施している。

2. 取締役会の評価結果について

当社は、取締役・監査役へのアンケートを通じ、取締役会評価を行いました。その結果、当社の取締役会構成は女性取締役や社外取締役の増員などにより多様性が確保されており、適切な人数であること、また、社外役員も積極的に発言しており、執行と監督のバランスが適切であることが確認されました。一方で、社会の環境変化を踏まえた経営戦略の大きな方向性、ガバナンスやリスク等、中長期的視点に立った議論のさらなる進展について、建設的な意見も提示されました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流 動 資 產	(968,815)	流 動 負 債	(379,324)
現 金 及 び 預 金	408,773	支 払 手 形 及 び 買 挂 金	41,130
現金護送業務用現金及び預金	141,000	短 期 借 入 金	31,577
コ ー ル ロ ー ン	28,000	1 年 内 債 還 予 定 の 社 債 務 金	271
受取手形、売掛金及び契約資産	169,918	リ 一 ス 債	5,227
未 収 契 約 料	47,642	未 払 法 人 税	47,964
有 働 価 証 券	34,862	未 払 消 費 税	25,854
リース債権及びリース投資資産	41,344	未 払 扎 費 用	9,573
商 品 及 び 製 品 产 品	19,035	現 金 護 送 業 务 用 預 り 金	11,357
販 售 用 不 動 产 品	4,237	前 受 費	121,062
仕 事 掛	6,923	賞 役 員 賞 与 引 当 金	38,601
原 材 料 及 び 貯 藏 品	19,363	工 事 損 失 引 当 金	20,648
短 期 貸 付	3,979	そ の 他	85
そ の 他	46,106	固 定 負 債	1,687
貸 倒 引 当 金	△ 2,372	社 期 借 入 債	24,280
固 定 資 產	(1,176,761)	長 期 借 入 債	(318,515)
有 形 固 定 資 產	(449,240)	一 収 入 債	2,411
建 物 及 び 構 築 物	180,338	長 細 期 借 入 債	10,138
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	11,425	長 細 期 預 り 保 証 金	22,720
警 報 機 器 及 び 設 備	87,780	延 細 期 税 金	24,099
工 具、器 具 及 び 備 品	29,408	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	25,289
土 地	123,998	退 職 給 付 に 係 る 負 債	814
建 設 仮 勘 定	16,288	長 期 前 受 契 約 料	21,572
無 形 固 定 資 產	(122,560)	保 険 契 約 準 備 金	16,891
ソ フ ト ウ エ ア ン 他	27,119	そ の 他	190,373
の れ	58,782	負 債 合 計	4,204
そ の 他	36,657	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 產	(604,961)	株 主 資 本	(1,189,247)
投 資 有 価 証 券	435,635	資 本 本 金	66,427
長 期 貸 付	20,117	資 本 剰 余 金	68,864
敷 金 及 び 保 証 金	21,076	利 益 剰 余 金	1,230,672
長 期 前 払 費 用	23,908	自 己 株 式	△ 176,716
退 職 給 付 に 係 る 資 產	73,300	その他の包括利益累計額	(81,100)
繰 延 税 金 資 產	26,583	その他有価証券評価差額金	38,661
そ の 他	14,279	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
貸 倒 引 当 金	△ 9,939	為 替 換 算 調 整 勘 定	34,960
資 產 合 計	2,145,576	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	7,478
		非 支 配 株 主 持 分	(177,388)
		純 資 產 合 計	1,447,736
		負 債 純 資 產 合 計	2,145,576

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,199,942
売 上 原 価	828,789	
売 上 総 利 益		371,153
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	226,855	
営 業 利 益		144,297
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,701	
受 取 配 当 金	1,012	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	8,625	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	21,202	
そ の 他	1,885	36,460
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,311	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	108	
固 定 資 産 売 却 廃 弃 損	2,117	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5	
そ の 他	2,092	5,634
経 常 利 益		175,123
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,298	
事 業 譲 渡 益	642	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	311	
そ の 他	298	4,550
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,879	
固 定 資 産 廃 弃 損	514	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	399	
解 体 撤 去 費	378	
そ の 他	634	4,805
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		174,868
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	47,521	
法 人 税 等 調 整 額	2,039	49,561
当 期 純 利 益		125,306
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		17,197
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		108,109

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	66,427	71,775	1,162,259	△ 149,978	1,150,483
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△ 39,697		△ 39,697
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			108,109		108,109
自 己 株 式 の 取 得				△ 30,013	△ 30,013
自 己 株 式 の 処 分		1,815		3,276	5,091
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 4,726			△ 4,726
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 2,910	68,412	△ 26,737	38,763
当 期 末 残 高	66,427	68,864	1,230,672	△ 176,716	1,189,247

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	40,637	△ 1	22,259	10,995	73,890	166,314	1,390,689
当 期 変 動 額							
剩 余 金 の 配 当							△ 39,697
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益							108,109
自 己 株 式 の 取 得							△ 30,013
自 己 株 式 の 処 分							5,091
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△ 4,726
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,975	1	12,701	△ 3,516	7,209	11,074	18,283
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,975	1	12,701	△ 3,516	7,209	11,074	57,047
当 期 末 残 高	38,661	△ 0	34,960	7,478	81,100	177,388	1,447,736

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流 動 資 產	(249,412)	流 動 負 債 の 債	(116,138)
現 金 及 び 預 金	129,046	金 金 務 金 金 等 等 用 金	4,732
現金護送業務用現金及び預金	34,382	金 金 務 金 金 等 等 用 金	19,283
受 取 手 形 料 産	324	入 債	328
未 収 契 約	20,354	買 短 期 一 人 費 用	17,469
壳 掛 金 及 び 契 約 資 產	14,219	掛 借 及 未 人 費 用	6,410
未 取 入	6,719	支 払 係 法 消 費	10,890
商 貯 前	7,775	未 設 未 未 現 金 護 送 業 務 用 預 金	3,683
短 期	2,036	未 未 現 金 護 送 業 務 用 預 金	961
そ 貸 倒 引 当	10,808	未 未 現 金 護 送 業 務 用 預 金	15,097
固 定 資 產	(797,343)	現 金 護 送 業 務 用 預 金	22,968
有 形 固 定 資 產	(132,475)	前 賞 役 契 約 与 賞 損 優 待 の 債	6,988
建 車 両 運 搬 品	19,503	固 定 負 一 期 預 前 税 金	61
警 報 機 器 及 び 設 備	622	保 証 約 付 の 債	391
警 器 具 及 び 備 品	80,477	務 金 料 債 金	312
土 建 設 仮 勘 定	133	債 証 約 金	6,557
そ の 他	4,144	負 債 合 計	(29,577)
無 形 固 定 資 產	19,924	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ エ ア 他	6,454	株 主 資 本 金	(888,272)
そ の 他	1,215	資 本 余 金	(66,427)
投 資 そ の 他 の 資 產	(17,605)	資 本 余 金	(89,902)
投 資 有 価 証 券	11,200	利 益 剰 余 金	83,103
関 係 会 社	6,405	利 益 剰 余 金	6,798
関 係 会 社	(647,262)	利 益 剰 余 金	(908,659)
長 期 貸 付	66,732	利 益 剰 余 金	9,028
敷 金 及 び 保 証	459,883	利 益 剰 余 金	899,631
長 期 前 払 年 金	2,094	シ ス テ ム 開 発 積 立 金	800
前 保 険 積 立	43,577	利 益 剰 余 金	2,212
そ の 他	7,523	利 益 剰 余 金	896,619
貸 倒 引 当	17,252	利 益 剰 余 金	(△176,716)
	43,403	利 益 剰 余 金	(12,768)
	4,260	利 益 剰 余 金	(12,768)
	3,026	自 己 株 式	
	△ 491	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
資 产 合 计	1,046,756	純 資 产 合 计	901,041
		負 債 純 資 产 合 计	1,046,756

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金額
売 上 高	416,862
売 上 原 価	251,651
売 上 総 利 益	165,210
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	89,161
営 業 利 益	76,049
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	979
受 取 配 当 金	39,263
そ の 他	288
	40,531
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	123
固 定 資 産 売 却 廃 弃 損	1,751
そ の 他	845
	2,720
経 常 利 益	113,860
特 別 利 益	
有 形 固 定 資 産 売 却 益	2,631
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8
	2,639
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,037
投 資 有 価 証 券 評 価 損	345
解 体 撤 去 費 用	337
	1,720
税 引 前 当 期 純 利 益	114,779
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,413
法 人 税 等 調 整 額	3,442
当 期 純 利 益	91,924

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	66,427	83,103	4,983	88,087
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			1,815	1,815
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,815	1,815
当 期 末 残 高	66,427	83,103	6,798	89,902

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		シス テム開 発積 立 金	別 途 積 立 金	継 越利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	9,028	800	2,212	844,392
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当				△ 39,697
当 期 純 利 益				91,924
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	52,226
当 期 末 残 高	9,028	800	2,212	896,619
				908,659

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 149,978	860,968	12,294	12,294	873,263
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当		△ 39,697			△ 39,697
当 期 純 利 益		91,924			91,924
自 己 株 式 の 取 得	△ 30,013	△ 30,013			△ 30,013
自 己 株 式 の 处 分	3,276	5,091			5,091
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			473	473	473
当 期 変 動 額 合 計	△ 26,737	27,304	473	473	27,778
当 期 末 残 高	△ 176,716	888,272	12,768	12,768	901,041

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宍 戸 通 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓮 見 貴 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江 澤 修 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セコム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宍 戸 通 孝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 蓮 見 貴 史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江 澤 修 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セコム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

2025年5月21日

セコム株式会社
代表取締役社長 吉田保幸 殿

セコム株式会社 監査役会
監査役（常勤）伊東孝之印
監査役（常勤）辻康弘印
社外監査役 加藤秀樹印
社外監査役 安田信印
社外監査役 田中節夫印

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

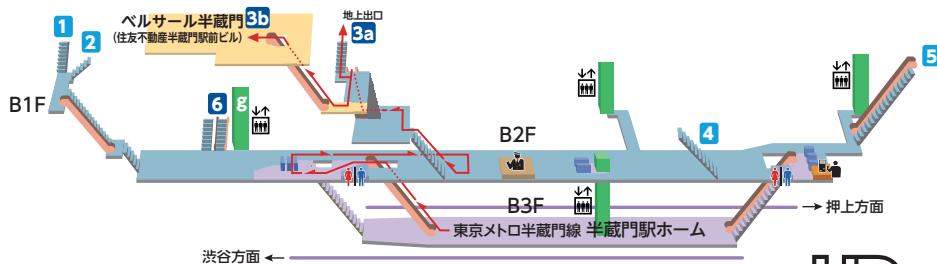
以上

株主総会会場ご案内



- 会 場 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
- 最寄り駅 東京メトロ **Z**半蔵門線「半蔵門駅」**3a**・**3b**出口 徒歩約1分
※**3b**出口より、ビル直通エスカレーター有り
Y有楽町線「麹町駅」 **1**・**3**出口 徒歩約5分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
- 車椅子でご出席の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご出席の際には、会場スタッフがご案内いたします。

東京メトロ半蔵門線半蔵門駅3b出口：ビル直通エスカレーター有り



UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK